平成 25 年５月 15 日

各　　位

会　社　名　株式会社　はせがわ
代表者の役職氏名　代表取締役社長　長谷川　房生
（コード番号　８２３０　東証第１部・福証）
連絡者氏名　取締役 営業支援グループ長　川江　充
ＴＥＬ　０３－６８０１－１０７６

使用人に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社使用人にストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 25 年６月 20 日開催予定の第 47 期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的としてストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と

認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

（２）新株予約権の総数

2,000 個を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権１個当たりの目的たる株式の数 100 株。ただし、（１）に定める株式の数の調整を行なった場合には、同様の調整を行なう。）

（３）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額に（２）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から５年以内とする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等（取引先及び顧問）であることを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は

認めないものとする。

③ その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときはその端数を切上げるものとする。

② 新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（８）譲渡による新株予約権の取得についての制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議による承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権者が（６）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他

本新株予約権の細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

（注）上記の内容については、平成 25 年６月 20 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会において、「使用人にストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件といたします。

以　上